

第三十六号

徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県県有林化等推進基金条例の一部改正について

徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県県有林化等推進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県県有林化等推進基金条例の一部を改正する条例

(徳島県豊かな森づくり推進基金条例の一部改正)

第一条 徳島県豊かな森づくり推進基金条例(平成二十三年徳島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「森林の公有林化の推進等及び」を削る。

(徳島県県有林化等推進基金条例の一部改正)

第二条 徳島県県有林化等推進基金条例(平成二十六年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県公有林化等推進基金条例

第一条中「の県有林化等」を「の公有林化等」に、「徳島県県有林化等推進基金」を「徳島県公有林化等推進基金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正前の徳島県県有林化等推進基金条例による徳島県県有林化等推進基金は、同条の規定による改正後の徳島県公有林化等推進基金条例による徳島県公有林化等推進基金とみなす。

提案理由

本県の豊かな森林を守り育てるために実施する森林の公有林化等の推進に関する事業を安定的に行うため、徳島県豊かな森づくり推進基金条例及び徳島県公有林化等推進基金条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。